議案第130号

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について 宝塚市特別会計条例(昭和39年条例第17号)新旧対照表

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第20 9条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる 特別会計を、当該各号に定める目的のため設 置する。

(1) \sim (5) (略)

(6) 平井財産区特別会計

<u>平井財産区の円滑な運営とその経理の</u> 適正を図るため

(7) <u>山本財産区特別会計</u> <u>山本財産区の円滑な運営とその経理の</u> 適正を図るため

(8) 中筋財産区特別会計 中筋財産区の円滑な運営とその経理の 適正を図るため

- (9) 中山寺財産区特別会計 中山寺財産区の円滑な運営とその経理 の適正を図るため
- (10) <u>米谷財産区特別会計</u> <u>米谷財産区の円滑な運営とその経理の</u> 適正を図るため
- (11) 川面財産区特別会計 川面財産区の円滑な運営とその経理の 適正を図るため
- (12) 小浜財産区特別会計 小浜財産区の円滑な運営とその経理の 適正を図るため
- (13) <u>鹿塩財産区特別会計</u> <u>鹿塩財産区の円滑な運営とその経理の</u> 適正を図るため
- (14) <u>鹿塩・東蔵人財産区特別会計</u> <u>鹿塩・東蔵人財産区の円滑な運営とそ</u> の経理の適正を図るため

(15) (略)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第20 9条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる 特別会計を、当該各号に定める目的のため設 置する。

(1)~(5) (略)

(6) 財産区特別会計

平井財産区、山本財産区、中筋財産区、 中山寺財産区、米谷財産区、川面財産区、 小浜財産区、鹿塩財産区及び鹿塩・東蔵人 財産区の円滑な運営とその経理の適正を 図るため

(7) (略)

議案第132号

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市事務分掌条例(平成22年条例第46号)新旧対照表

現行	改正案
(企画経営部の事務分掌)	(企画経営部の事務分掌)
第2条 企画経営部の事務分掌は、おおむね次	第2条 企画経営部の事務分掌は、おおむね次
のとおりとする。	のとおりとする。
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
(3) 市有建築物の保全に関すること。	
<u>(4)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(5)</u> 情報化の推進に関すること。	
<u>(6)</u> • <u>(7)</u> (略)	<u>(4)</u> • <u>(5)</u> (略)
(総務部の事務分掌)	(総務部の事務分掌)
第4条 総務部の事務分掌は、おおむね次のと	第4条 総務部の事務分掌は、おおむね次のと
おりとする。	おりとする。
$(1) \sim (6)$ (略)	(1) \sim (6) (略)
	<u>(7)</u> 情報化の推進に関すること。
$\underline{(7)} \sim \underline{(13)}$ (略)	<u>(8)</u> ~ <u>(14)</u> (略)
(都市整備部の事務分掌)	(都市整備部の事務分掌)
第6条 都市整備部の事務分掌は、おおむね次	第6条 都市整備部の事務分掌は、おおむね次
のとおりとする。	のとおりとする。
$(1) \sim (7) \qquad (略)$	$(1) \sim (7) \qquad (略)$
	(8) 公共施設の最適化に関する企画及び総 合調整に関すること。
(8) 市有建築物の営繕に関するこ	(9) 市有建築物の <u>保全及び</u> 営繕に関するこ
と。	٤.



議案第133号

宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について 宝塚市副市長定数条例(昭和46年条例第29号)新旧対照表

現行	改正案
宝塚市副市長の定数は、 <u>1人</u> とす	宝塚市副市長の定数は、 <u>2人以内</u> とす
る。	る。

議案第134号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年条例第29号)新旧対照表(第1条による改正関係)

77.75 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
現行	改正案
(職員の賠償責任に基づく債務の免除)	(職員の賠償責任に基づく債務の免除)
第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第</u> 243条の2の2(地方公営企業法(昭和27年法律 第292号)第34条において準用する場合を含 む。)の規定による職員の賠償責任に基づく 債務で、昭和64年1月7日前における事由によ るものは、将来に向かって免除する。	第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第</u> 243条の2の8(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第47号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行 改正案
(議会の同意を要する賠償責任の免除)
(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法
(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項
(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項

第6条 伝第34条において準用する地方自信伝 (昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の2第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事す る職員の賠償責任の免除について議会の同 意を得なければならない場合は、当該賠償責 任に係る賠償額が20万円以上である場合と する。

第6条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事す る職員の賠償責任の免除について議会の同 意を得なければならない場合は、当該賠償責 任に係る賠償額が20万円以上である場合と する。 宝塚市病院事業の設置等に関する条例(昭和58年条例第2号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法	第6条 法第34条において準用する地方自治法
(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>	(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項
の規定により病院事業の業務に従事する職	の規定により病院事業の業務に従事する職
員の賠償責任の免除について議会の同意を	員の賠償責任の免除について議会の同意を
得なければならない場合は、当該賠償責任に	得なければならない場合は、当該賠償責任に
係る賠償額が20万円以上である場合とする。	係る賠償額が20万円以上である場合とする。

議案第136号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 宝塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第28号)新旧対照表

現行	改正案
現行	世帯に保る所得割及び均等割額の減額) 第11条の3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した各年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定目(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。第12条の4第1項第3号及び第2項第1号において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合にあっては、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この条において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得
	た額 (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した各年度の被保険者均等割額(第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の2の規定により算定した各年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険 税の課税の特例)

第11条の3 国民健康保険税の納税義務者であ る世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 12条の3において同じ。)である場合における 第3条及び第11条の規定の適用については、 第3条第1項中「規定する総所得金額」とある のは「規定する総所得金額(第11条の3に規定 する特例対象被保険者等の総所得金額に給 与所得が含まれている場合においては、当該 給与所得については、所得税法(昭和40年法 律第33号)第28条第2項の規定によって計算 した金額の100分の30に相当する金額による ものとする。次項において同じ。)」と、「同条 第2項 | とあるのは「法第314条の2第2項 | と、 第11条第1号中「法施行令第56条の89第2項第 2号イに掲げる区分に該当する」とあるのは 「第11条の3に規定する特例対象被保険者等

得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した各年度の被保険者均等割額(第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介 護納付金課税額の所得割額 当該出産被 保険者につき第6条の規定により算定し た各年度の所得割額の12分の1の額に、当 該出産被保険者の産前産後期間のうち当 該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した各年度の被保険者均等割額(第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険 税の課税の特例)

第11条の4 国民健康保険税の納税義務者であ る世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 12条の3において同じ。)である場合における 第3条及び第11条の規定の適用については、 第3条第1項中「規定する総所得金額」とある のは「規定する総所得金額(第11条の4に規定 する特例対象被保険者等の総所得金額に給 与所得が含まれている場合においては、当該 給与所得については、所得税法(昭和40年法 律第33号)第28条第2項の規定によって計算 した金額の100分の30に相当する金額による ものとする。次項において同じ。)」と、「同条 第2項 | とあるのは「法第314条の2第2項 | と、 第11条第1号中「法施行令第56条の89第2項第 2号イに掲げる区分に該当する」とあるのは 「第11条の4に規定する特例対象被保険者等 の法第703条の5第1項に規定する総所得金額 に給与所得が含まれている場合において、当 該給与所得について所得税法第28条第2項の 規定によって計算した金額の100分の30に相 当する金額によるものとして当該総所得金 額を算定したとき(次号及び第3号において 「給与所得に係る特例算定の場合」という。) に、法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げ る区分に該当することとなる」と、同条第2号 中「法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げ る区分に該当する」とあるのは「給与所得に 係る特例算定の場合に法施行令第56条の89 第2項第2号ロに掲げる区分に該当すること となる」と、同条第3号中「法施行令第56条の 89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する」と あるのは「給与所得に係る特例算定の場合に 法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる 区分に該当することとなる」とする。

の法第703条の5第1項に規定する総所得金額 に給与所得が含まれている場合において、当 該給与所得について所得税法第28条第2項の 規定によって計算した金額の100分の30に相 当する金額によるものとして当該総所得金 額を算定したとき(次号及び第3号において 「給与所得に係る特例算定の場合」という。) に、法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げ る区分に該当することとなる」と、同条第2号 中「法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げ る区分に該当する」とあるのは「給与所得に 係る特例算定の場合に法施行令第56条の89 第2項第2号ロに掲げる区分に該当すること となる」と、同条第3号中「法施行令第56条の 89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する」と あるのは「給与所得に係る特例算定の場合に 法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる 区分に該当することとなる」とする。

(出産被保険者に係る届出)

- 第12条の4 国民健康保険税の納税義務者は、 出産被保険者が世帯に属する場合には、次に 掲げる事項を記載した届書を市長に提出し なければならない。
 - (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及 び個人番号(行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関す る法律(平成25年法律第27号)第2条第5項 に規定する個人番号をいう。次号におい て同じ。)
 - (2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日</u> 及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認 める事項
- <u>1</u> 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務 者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) <u>出産の予定日を明らかにすることがで</u> きる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らか にすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の 出産の予定日の6月前から行うことができ る。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

議案第137号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)新旧対照表

現行

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第 1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同</u> 条第11項の規定による公示がされたもの に限る。) 次号及び第4号に掲げる事項
 - (3) (4) (略)
- 2 (略)

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

- 2 (略)
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により 特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費 には特例施設型給付費を、それぞれ含むもの として、前節(第6条第3項及び第7条第2項を 除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中

「利

用の申込みに係る支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「現に利用している同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「現に利用している同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同条第1号に掲げる小学校就学前子ど

改正案

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第 1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同</u> 条第10項の規定による公示がされたもの に限る。) 次号及び第4号に掲げる事項
 - (3) (4) (略)
- 2 (略)

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

- 2 (略)
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により 特別利用教育を提供する場合には、特定教 育・保育には特別利用教育を、施設型給付費 には特例施設型給付費を、それぞれ含むもの として、前節(第6条第3項及び第7条第2項を 除く。)の規定を適用する。この場合におい て、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認 定こども園及び幼稚園に限る。以下この項に おいて同じ。)」とあるのは「特定教育・保 育施設(特別利用教育を提供している施設に 限る。以下この項において同じ。)」と、「利 用の申込みに係る支援法第19条第1号に掲げ る小学校就学前子どもの数」とあるのは「利 用の申込みに係る支援法第19条第2号に掲げ る小学校就学前子どもの数」と、「現に利用 している同号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子ども」とあ るのは「現に利用している同条第1号又は第 2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども」と、「当該特定 教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前 子ども」とあるのは「当該特定教育・保育施 設の同条第1号に掲げる小学校就学前子ど

も」と、第13条第2項中「支援法第27条第3項 第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28 条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準 により算定した費用の額」と、同条第4項第 3号イ(ア)中「教育・保育給付認定こども」 とあるのは「教育・保育給付認定こども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号 イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあ るのは「教育・保育給付認定子ども」とあ るのは「教育・保育給付認定子ども(特別利 用教育を受ける者を除く。)」とする。 も」と、第13条第2項中「支援法第27条第3項 第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28 条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準 により算定した費用の額」と、同条第4項第 3号イ(ア)中「教育・保育給付認定こども」 とあるのは「教育・保育給付認定こども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号 イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあ るのは「教育・保育給付認定子ども(特別利 用教育を受ける者を除く。)」とする。

議案第138号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する等の条例の制定について 宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表(第1条による改正関係)

(有料公園施設)

第11条 有料公園施設は、宝塚文化芸術センタ 一庭園駐車場_____(以下 「駐車場」という。)とする。

(駐車の制限)

第11条の4 (略)

(公園予定区域等についての準用)

第21条 第4条から前条まで(第11条から<u>第11</u> <u>条の4</u>までの規定を除く。)、第29条及び第 30条の規定は、法第33条第4項の規定による 公園予定区域又は予定公園施設について準 用する。

(指定管理者による管理)

第22条 (略)

2 前項の規定により庭園の管理を指定管理者 に行わせる場合の第4条、第7条、第11条の2 から第11条の4まで 及び第17条の規定の適 用については、第4条及び第7条中「市長」と あるのは「指定管理者」と、第11条の2及び 第11条の3中「市長が特に必要があると認め るときは」とあるのは「指定管理者が特に必 要があると認めるときは、市長の承認を得 て」と、第11条の4中「市長」とあるのは「指 定管理者」と、第17条第1項中「許可」とあ るのは「許可(第4条第1項の許可を除く。)」 と、「できる。」とあるのは「でき、指定管 理者は、次の各号のいずれかに該当する者に 対し、第4条第1項の許可を取り消し、その効 力を停止し、又はその条件を変更することが できる。」と、同条第2項中「市長」とある のは「市長又は指定管理者」と、「場合」と あるのは「場合(指定管理者にあっては第1号 又は第2号に該当する場合、市長にあっては (有料公園施設)

第11条 有料公園施設は、宝塚文化芸術センタ 一庭園駐車場<u>及び末広中央公園駐車場</u>(以下 「駐車場」という。)とする。

(末広中央公園駐車場に駐車できる自動車)

第11条の4 末広中央公園駐車場に駐車できる 自動車は、積載物を含め、長さ5メートル、 幅2メートル及び高さ2.5メートル以下の、道 路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規 定する普通自動車とする。ただし、市長が必 要があると認めるときは、その他の自動車を 駐車させることができる。

(駐車の制限)

第11条の5 (略)

(公園予定区域等についての準用)

第21条 第4条から前条まで(第11条から<u>第11条の5</u>までの規定を除く。)、第29条及び第30条の規定は、法第33条第4項の規定による公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第22条 (略)

2 前項の規定により庭園の管理を指定管理者 に行わせる場合の第4条、第7条、第11条の2、 第11条の3、第11条の5及び第17条の規定の適 用については、第4条及び第7条中「市長」と あるのは「指定管理者」と、第11条の2及び 第11条の3中「市長が特に必要があると認め るときは」とあるのは「指定管理者が特に必 要があると認めるときは、市長の承認を得 て」と、第11条の5中「市長」とあるのは「指 定管理者」と、第17条第1項中「許可」とあ るのは「許可(第4条第1項の許可を除く。)」 と、「できる。」とあるのは「でき、指定管 理者は、次の各号のいずれかに該当する者に 対し、第4条第1項の許可を取り消し、その効 力を停止し、又はその条件を変更することが できる。」と、同条第2項中「市長」とある のは「市長又は指定管理者」と、「場合」と あるのは「場合(指定管理者にあっては第1号 又は第2号に該当する場合、市長にあっては 第3号に該当する場合に限る。)」と、「し、 又は」とあるのは「することができ、市長は、 次の各号のいずれかに該当する場合におい ては、使用者等に対し」とする。

(利用料金)

第24条 第22条第1項の規定により庭園の管理 を指定管理者に行わせる場合において、第4 条第1項の許可を受けた者又は駐車場

を利用する者は、第12条 第1項の規定にかかわらず、指定管理者に対 し、その利用に係る料金(以下「利用料金」 という。)を支払わなければならない。

2~5 (略)

(指定管理者が行う業務)

- 第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) <u>駐車場</u>にお ける自動車の入庫及び出庫の管理に関す る業務
 - $(4) \sim (6)$ (略)
- 別表第2(第12条、第24条関係)

【別記 参照】

備考 この表において「普通自動車」、「準中型自動車」、「中型自動車」及び「大型自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条の規定により区分される自動車の種類をいう。

第3号に該当する場合に限る。)」と、「し、 又は」とあるのは「することができ、市長は、 次の各号のいずれかに該当する場合におい ては、使用者等に対し」とする。

(利用料金)

第24条 第22条第1項の規定により庭園の管理 を指定管理者に行わせる場合において、第4 条第1項の許可を受けた者又は宝塚文化芸術 センター庭園駐車場を利用する者は、第12条 第1項の規定にかかわらず、指定管理者に対 し、その利用に係る料金(以下「利用料金」 という。)を支払わなければならない。

2~5 (略)

(指定管理者が行う業務)

- 第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) <u>宝塚文化芸術センター庭園駐車場</u>にお ける自動車の入庫及び出庫の管理に関す る業務
 - $(4) \sim (6)$ (略)
- 別表第2(第12条、第24条関係)

【別記 参照】

備考 この表において「普通自動車」、「準 中型自動車」、「中型自動車」及び「大型 自動車」とは、道路交通法

______第3条の規定により区分される自動車の種類をいう。

【別記】

(現行)

種別		区分	単位	金額	
***************************************	***********	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	*****	***************************************	******
駐車場の使用			1 時 間	普通自動車1台1回	<u>400円</u>
			<u>当</u> た		
			_	準中型自動車、中型	3,000円
				自動車又は大型自	
				<u>動車1台1回</u>	

(改正案)

種別		区分	単位	金額	
***************************************	************	***************************************	^^^		**********
<u>駐車場の使用</u>	宝塚文化芸	 術センター庭園駐車場	1 時 間 当 た	普通自動車1台1回	400円
			<u>n</u>		
			日額	準中型自動車、中型	3,000円
				自動車又は大型自	
				動車1台1回	
	末広中央公	使用時間が1時間以内であ		自動車1台1回	無料
	園駐車場	<u>る場合</u>			
		使用時間が1時間を超える	3 0 分	自動車1台1回	100円
		場合(30分未満の端数が生	当た		
		じたときは30分とする。)	り_		

宝塚市指定管理者選定委員会条例(平成27年条例第3号)新旧対照表(附則第2項による改正関係)

別表第1(第1条関係)

1 市長が管理する公の施設

······································
······································
(9) 宝塚市立末広駐車場
$(10) \sim (52)$ (略)

2 (略)

備考 1市長が管理する公の施設の部第2号、 第4号、第5号、第6号、<u>第21号及び第52号</u> 並びに2宝塚市教育委員会が管理する公の 施設の部第2号及び第6号に掲げる施設に ついては、これらの号ごとに一の指定管理 者を選定するものとする。

別表第2(第1条関係)

1 市長が管理する公の施設

区分	公の	指定管理者
	施設	選定委員会
		の名称
~~~~~~		~~~~~
^^^	·····	~~~~~
<u>(9)</u>	宝塚市	宝塚市立末
	立末広	<u>広駐車場指</u>
	駐車場	定管理者選
		定委員会
$(10) \sim (20)$	(略)	(略)
2 (略)		

## 別表第1(第1条関係)

1 市長が管理する公の施設

	······································
$(9) \sim (51)$	(略)

# 2 (略)

備考 1市長が管理する公の施設の部第2号、 第4号、第5号、第6号、<u>第20号及び第51号</u> 並びに2宝塚市教育委員会が管理する公の 施設の部第2号及び第6号に掲げる施設に ついては、これらの号ごとに一の指定管理 者を選定するものとする。

#### 別表第2(第1条関係)

1 市長が管理する公の施設

区分	公の	指定管理者
	施設	選定委員会
		の名称
//////////////////////////////////////	·····	//////////////////////////////////////
$(9) \sim (19)$	(略)	(略)

2 (略)

#### 議案第139号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について

宝塚市水道事業給水条例(昭和36年条例第25号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行

#### 改正案

## (給水装置新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水 装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32 年政令第336号)第5条に規定する給水装置の 構造及び基準に適合していないときは、その 者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が 給水装置をその基準に適合させるまでの間、 その者に対する給水を停止することができ る。
- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水装置新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。) 第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水 装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32 年政令第336号)<u>第6条</u>に規定する給水装置の 構造及び基準に適合していないときは、その 者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が 給水装置をその基準に適合させるまでの間、 その者に対する給水を停止することができ る。
- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

宝塚市斑状歯の認定及び治療の給付に関する条例(昭和57年条例第8号)新旧対照表(第2条による 改正関係)

(趣旨)

第1条 この条例は、宝塚市水道局(以下「水道局」という。)が昭和30年4月1日から昭和46年6月30日までの間に給水した水のうちフッ素濃度が厚生労働省令の定める水質基準を超えるものを飲用したことにより斑状歯にかかった歯牙を認定し、これに対して治療の給付を行うについて必要な事項を定めるものとする。

(認定)

- 第2条 市長は、次の各号に掲げる要件に該当する者の申請に基づいて、その者の歯牙中に別表に定める歯牙形成期間中に第2号に定める水を飲用したことにより斑状歯にかかったものがあるかどうかを認定する。
  - (1) (略)
  - (2) 前号に規定する住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されていた期間に、水道局が給水した水のうちフッ素濃度が<u>厚生労働省令</u>の定める水質基準を超えるものを飲用していたこと。

(趣旨)

第1条 この条例は、宝塚市水道局(以下「水道局」という。)が昭和30年4月1日から昭和46年6月30日までの間に給水した水のうちフッ素濃度が環境省令 の定める水質基準を超えるものを飲用したことにより斑状歯にかかった歯牙を認定し、これに対して治療の給付を行うについて必要な事項を定めるものとする。

(認定)

- 第2条 市長は、次の各号に掲げる要件に該当する者の申請に基づいて、その者の歯牙中に別表に定める歯牙形成期間中に第2号に定める水を飲用したことにより斑状歯にかかったものがあるかどうかを認定する。
  - (1) (略)
  - (2) 前号に規定する住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されていた期間に、水道局が給水した水のうちフッ素濃度が環境省令 の定める水質基準を超えるものを飲用していたこと。

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例(平成24年条例第23号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
(水道技術管理者の資格)	(水道技術管理者の資格)
第4条 水道法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。	第4条 水道法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う 水道の管理に関する講習の課程を修了し た者	(4) <u>国土交通大臣</u> の登録を受けた者が行う 水道の管理に関する講習の課程を修了し た者
(5) (略)	(5) (略)

# 議案第140号

阪神水道企業団規約の変更に関する協議について

阪神水道企業団規約(昭和37年兵庫県指令地第1700号)新旧対照表

現行	改正案
(企業団を組織する市)	(企業団を組織する市)
第2条 企業団は、次の市をもつて組織する。	第2条 企業団は、次の市をもつて組織する。
神戸市	神戸市
尼崎市	尼崎市
西宮市	西宮市
芦屋市	芦屋市
宝塚市	<u>宝塚市</u>
	<u>明石市</u>

地方自治法 (抜粋)

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

## 2 (略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合 (同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を 除く。)を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければな らない。

## 議案第141号から第144号まで

市道路線の認定について

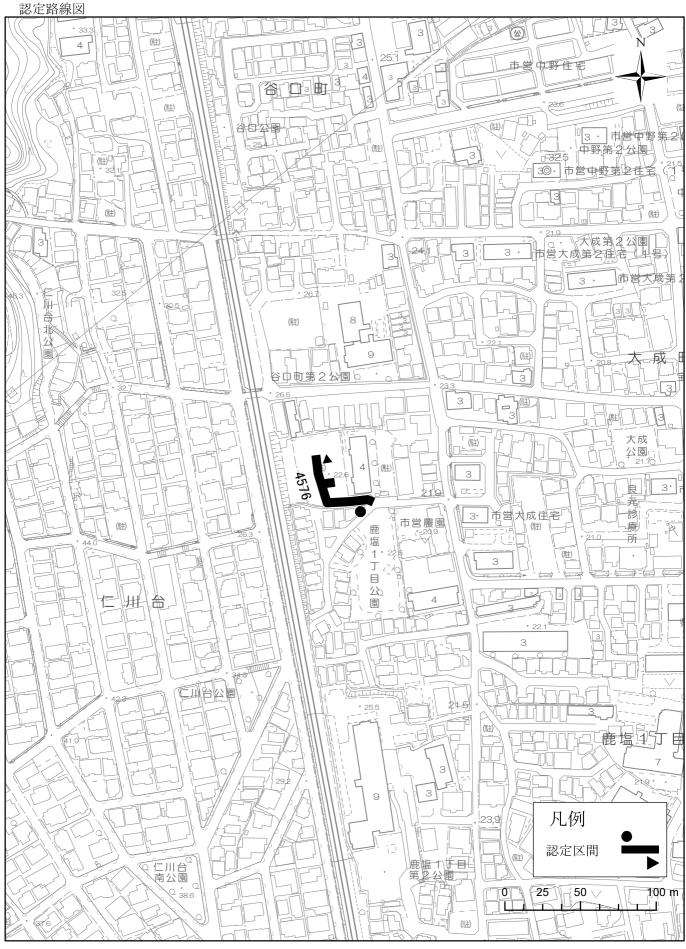
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

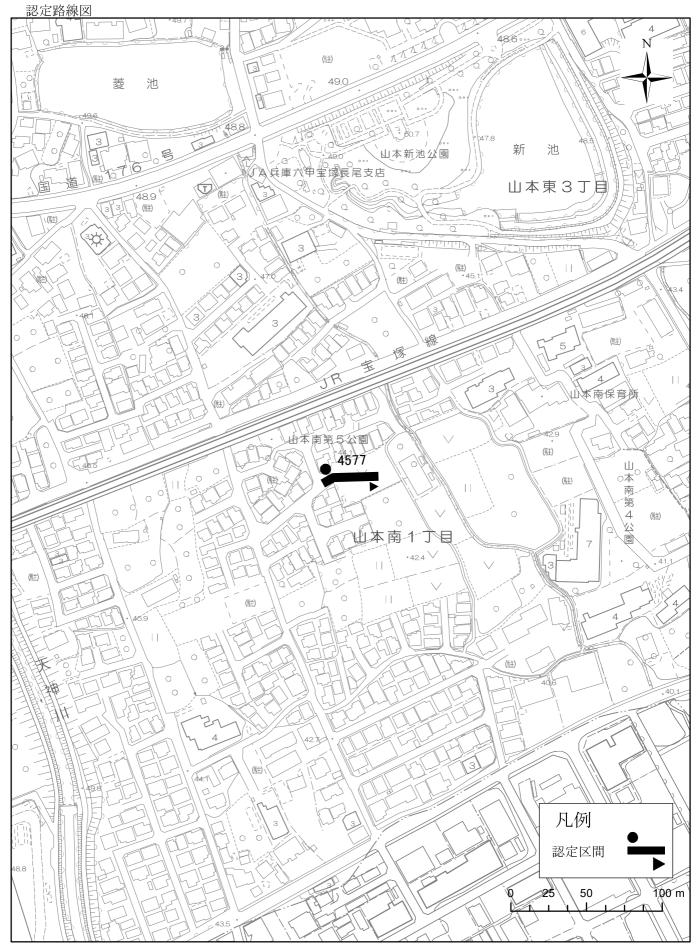
- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3~5 (略)

議案第141号 市道路線の認定について



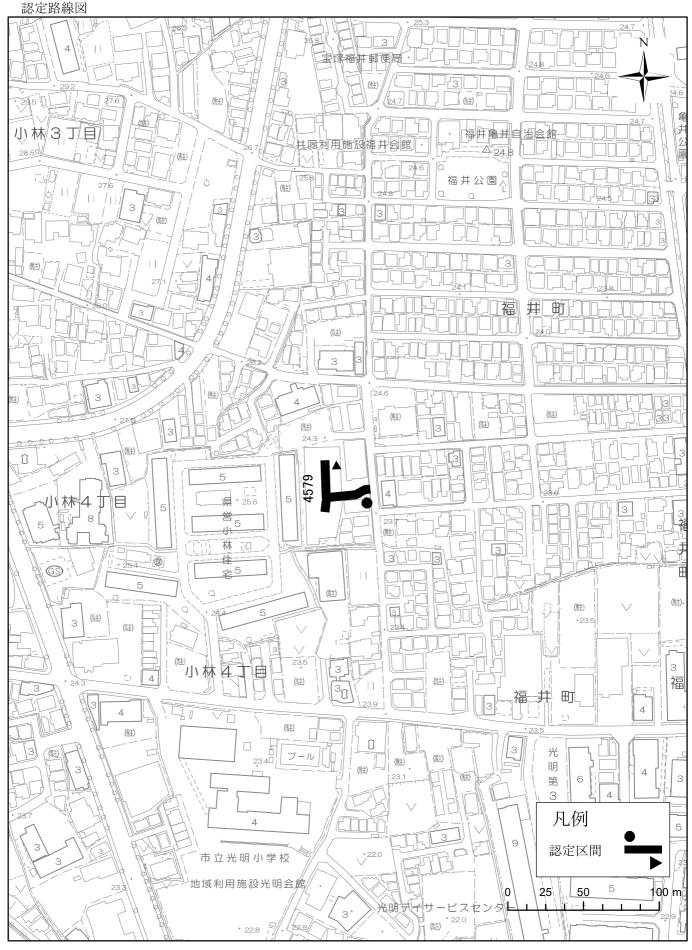
議案第142号 市道路線の認定について



議案第143号 市道路線の認定について



議案第144号 市道路線の認定について



## 議案第145号

宝塚市副市長の選任につき同意を求めることについて 宝塚市副市長に選任しようとする者

住 所 氏 名 藤島 昇 生年月日 学 歴 職 歴 昭和59年 4月 自治省入省 自治省財政局指導課 北海道地方課 昭和59年 7月 昭和60年 7月 北海道財政課 昭和61年 4月 自治省行政局公務員部給与課 昭和61年10月 自治省税務局企画課主査 福岡県警察本部少年課長 平成元年 8月 平成 3年 7月 自治省消防庁救急救助課課長補佐 平成 4年10月 和歌山県地方課長 平成 6年 6月 自治省行政局選挙部選挙課課長補佐 平成 7年 8月 株式会社日本宝くじシステム企画部長 平成 8年 7月 国土庁大都市圏整備局総務課課長補佐 平成10年 4月 東京消防庁生活安全課長 地方公務員共済組合連合会資金運用部管理課長 平成12年 4月 平成13年 1月 国土交通省都市・地域整備局地方整備課調整官 平成13年 7月 四日市市助役 平成17年 4月 地方公務員共済組合連合会資金運用部長 平成18年11月 総務省情報通信政策局地域放送課長 平成20年 7月 自治体国際化協会ロンドン事務所長 平成23年 7月 地方公務員災害補償基金事務局長 平成24年 7月 新関西国際空港株式会社執行役員 平成26年 9月 危険物保安技術協会理事 平成27年 7月 総務省北海道管区行政評価局長 平成28年 9月 第一生命保険株式会社公法人部顧問 令和元年10月 公益財団法人自転車駐車場整備センター参与 令和 2年 5月 公益財団法人自転車駐車場整備センター常務理事

宝塚市理事現在に至る。

#### 地方自治法(抜粋)

令和 5年 7月

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

## 議案第146号

宝塚市監査委員の選任につき同意を求めることについて 宝塚市監査委員に選任しようとする者

住 所

歴

氏名 和田和久

生年月日 学 歴

職

昭和56年 4月 宝塚市に奉職

平成16年 4月 環境経済部環境政策室環境管理課長

平成17年 4月 企画財務部行財政改革室課長(行財政改革担当)

平成18年 4月 総務部総務室契約課長

平成21年 4月 総務部行政管理室契約課長

平成22年 4月 企画経営部市税収納室長

平成24年 4月 教育委員会事務局管理部管理室長

平成25年 4月 教育委員会事務局管理部長

平成31年 4月 産業文化部産業振興室消費生活センター参与

(消費生活センター運営担当) 兼ねて消費生活センター所長

令和 2年 4月 産業文化部産業振興室商工勤労課参与

(消費生活センター運営担当)

兼ねて消費生活センター所長

令和 3年 4月 産業文化部産業振興室消費生活センター参与

(消費生活センター運営担当) 兼ねて消費生活センター所長

令和 4年 4月 産業文化部産業振興室消費生活センター参与

令和 5年 4月 産業文化部産業振興室消費生活センター所長兼参与

現在に至る。

# 地方自治法(抜粋)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

# 2~6 略

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

## 諮問第3号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて 人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所

氏 名 髙 井 美智子

 生年月日

 学
 歴

 職
 歴

昭和52年 4月 宮崎眼科勤務

平成13年 7月 第10期宝塚女性ボード構成員

平成14年 5月 長尾中学校区青少年育成市民会議役員

平成15年 5月 宝塚市長尾地区まちづくり協議会役員

宝塚市立長尾小学校育友会副会長

平成15年 6月 こころ豊かな人づくり500人委員会委員

平成17年 1月 子育て家庭応援推進員

現在に至る。

平成17年 4月 宝塚市青少年補導委員

現在に至る。

平成18年 5月 宝塚市立長尾中学校育友会会長

平成21年11月 宝塚市学校支援地域本部事業実行委員会地域コーディネーター

平成23年 6月 長尾中学校区青少年育成市民会議会長

現在に至る。

平成26年 4月 スポーツクラブ21長尾会長

現在に至る。

平成26年 5月 保護司

現在に至る。

平成27年 7月 人権擁護委員

平成30年 7月 人権擁護委員

令和 3年 7月 人権擁護委員

現在に至る。

#### 人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4~8 略

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。